



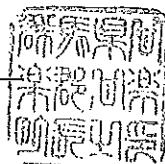
甘楽町公告第 6 号

公 告

下記森林について、森林經營管理法第 1 条第 1 項の規定により公告する。

令和 5 年 3 月 6 日

甘楽町長 茂原莊



記

1 森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)
①	甘楽町天引 1404-3	12-3 15-1 15-2 15-3 18 19-1	山林	3. 3

2 この公告は、別添の經營管理権集積計画を定めようとするにあたり、上記の森林の所有者の一部を確知できないことから行うものである。

3 上記森林について、別添の經營管理権集積計画の定めるところにより、甘楽町が經營管理権の設定を、森林所有者が經營管理受益権の設定を受ける。

4 經營管理権に基づき、当該森林について

- (1) 森林經營管理法第 33 条第 1 項の規定による市町村經營管理事業の実施による經營管理
- (2) 森林經營管理法第 35 条第 1 項に規定された經營管理実施権配分計画による經營管理実施権の設定及び当該經營管理実施権に基づく民間事業者による經營管理のいずれかが行われる。

5 当該森林に係る経営管理権集積計画の内容

番号	始期	存続期間	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金額の額の算定方法並びに当該金額の支払の時期、相手方及び方法	存続期間の満了時及び委託が解除されたものとみなされた時ににおける清算の方 法	備考
①	別添 集積 計画 の公 告日 以降	2038 3/31	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき金額の額の算定方法 ○ 主伐について甲に支払われるべき金額は、木材の販売による収益の額から、施業に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係	(経営管理実施権が設定される場合) ○ 経営管理実施権者から甲に對する金銭 D の支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後（但し、経営管理実施権者が補助事業等を活用する場合は、補助金の受領後）速やかに甲の指定する口座に振り込む方向により行うものとする。 (経営管理実施権が設定されない場合) ○ 乙から甲に對して金銭の支払は行わない。	

		<p>行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし。当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 	<p>る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>2. 木材の販売収益の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 間伐及び主伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 <p>3. 伐採等に要する経費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙が算定する経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額を勘案して算定するものとする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち 	
--	--	---	--	--

			<p>出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき金額の額の算定方法</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする</p>	
--	--	--	--	--

6 上記の森林の森林所有者は、この公告の日から起算して6月以内に、申出書に当該森林についての権限を証する書類を添えて甘楽町に申し出て、経営管理権集積計画又は当該公告に掲げる3、4、5の事項について異議を述べることができる。

7 この公告があった日から起算して 6 か月以内に森林所有者から申出がなかった場合には、別添の経営管理集積計画に同意したとみなされる。

(備考)

1 当該森林について定めることとする経営管理権集積計画を併せて公告すること。